

ジェネリック医薬品使用促進の お知らせをお送りしています

後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ

8月下旬から9月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用された場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせをお送りしています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善には、ジェネリック医薬品の普及が重要です。この機会に、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。



このお知らせは、現在病院で処方されているお薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が軽減できることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。切り替えを希望される方は、かかりつけの医師または、薬剤師にご相談ください。

【お問い合わせ先】
後発医薬品利用差額通知コールセンター
☎0120・53・0006 (通話無料)

【お知らせ発行元】
和歌山県後期高齢者医療広域連合
和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館9階
☎073・428・6688

日高看護学校の 平成27年度学生募集について

	地域枠	社会人	一般
募集人員	15人程度	5人程度	20人程度
受験資格 (全ての要件を満たすこと)	1.構成市町に住所を有する、高校卒業見込の方※1 2.合格後は必ず本校に入学する方 3.卒業後地域で看護師として、医療に貢献する意思のある方	1.高校卒業後3年以上を経過した方 2.合格後は必ず本校に入学する方 3.卒業後地域で看護師として、医療に貢献する意思のある方	高校を卒業(見込含)した方
試験科目	・国語総合(古文・漢文除く) ・数学I ・英語I ・面接試験(1次試験合格者)	・国語総合(古文・漢文除く) ・数学I ・小論文 ・面接試験(1次試験合格者)	・国語総合(古文・漢文除く) ・数学I ・英語I ・小論文(1次試験合格者) ・面接試験(1次試験合格者)
願書受付期間	平成26年11月4日(火) ～11月11日(火)	平成26年11月4日(火) ～11月11日(火)	平成27年1月6日(火) ～1月13日(火)
1次試験日	平成26年11月29日(土)	平成26年11月29日(土)	平成27年1月24日(土)
2次試験日	平成26年12月10日(水)	平成26年12月10日(水)	平成27年2月4日(水)
入学試験会場	日高看護専門学校		
入学検定料	20,000円		

※1 住所要件として、平成26年度10月1日現在、構成市町(御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町)に住所を有する方(通学のために一時的に構成市町と異なる市区町村に住所を移転している方を含む)

【お問い合わせ先】日高看護専門学校 御坊市藺116番地2
☎22・1277 FAX 52・7113 e-mail: school@hidakagh-ns.jp

日高看護専門学校 検索



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

来年度から 軽自動車税の税率が 変わります

平成26年度の税制改正に伴い、町税条例が改正され、平成27年度から軽自動車税の税率が、下表のとおり変わります。

軽三輪・軽四輪については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた新車から、新税率を適用します。

平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものについては、現行税率のままです。

ただし4月1日時点において最初の新規検査を受けてから13年を経過している車両に対しては、平成28年度より重課税率が適用されます。

車種別	現行税率 (円)	27年度以降税率		重課税率 最初の新規検査から13年を経過しているもの(28年度以降) (円)
		平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたもの (円)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けたもの (円)	
原付 50cc以下	1,000		2,000	
90cc以下	1,200		2,000	
125cc以下	1,600		2,400	
ミニカー	2,500		3,700	
軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400		3,600	
軽三輪	3,100	3,100	3,900	4,600
軽四輪乗用(営業用)	5,500	5,500	6,900	8,200
(自家用)	7,200	7,200	10,800	12,900
軽四輪貨物(営業用)	3,000	3,000	3,800	4,500
(自家用)	4,000	4,000	5,000	6,000
小型特殊(農耕用)	1,600		2,400	
(その他)	4,700		5,900	
小型二輪(250cc超)	4,000		6,000	

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

建築物の新築。 増改築または取壊しをされた方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じる場合があります。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お

太陽光発電設備を 設置される場合

太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産(固定資産)として町への申告が必要な場合があります。

下表で「課税の対象」に該当する場合は、平成27年2月2日(月)までに償却資産の申告をしていただく必要があります。

対象となる方には、12月末頃に申告案内を送付させていただきます。

設置者	設備の発電規模	
	10kw以上	10kw未満
個人(住宅)	認定売電用設備の設置による発電収入は、課税対象と見なされません。ただし、発電設備の設置に要する費用は、課税対象となります。	認定売電用設備の設置による発電収入は、課税対象と見なされません。ただし、発電設備の設置に要する費用は、課税対象となります。
個人(事業用)	事業用資産となるため、売電の有無にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	事業用資産となるため、売電の有無にかかわらず償却資産として課税の対象となります。
法人		

※一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され、税負担が軽減される場合があります。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お

手数ですが、完成後に税務課までご連絡ください。
また、建物を取り壊した場合
には、減失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、減失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。